EIFS-J

化学物質等安全データシート

MSDS (Material Safety Data Sheet)

【製品名】: ガーディアン・ジョイント・シーラント (Guardian Joint Sealant)

【整理番号】: GU-JOINT-05

【製造会社名】: ユナイテッド・コーティングス・マニュファクチャリング会社

(United Coatings Manufacturing Company)

【住所】: 米国ワシントン州、スポーカンバレー市、東カタルドロード、19011番地

(19011 E., Cataldo Road, Spokane Valley, Washington 99016-9423)

【電話】: 509-926-7143 (米国) 【ファックス】: 509-928-1116 (米国)

【緊急連絡先】: ケムトレック (CHEMTREC) / 800-424-9300 (米国)

または、800-541-4383

【独占輸入販売会社名】: EIFSJAPAN 株式会社

【住所】: 静岡県掛川市青葉台1-7

【電話】: 0537-23-3992 (国内緊急連絡先も同様)

【ファックス】: 0537-23-3993

(成分 1)

【化学名】: アクリル系ポリマーエマルジョン (Acrylic Polymer Emulsion)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 混合

【製品含有量】: 54%

【含有化学物】: 水酸化アンモニウム (Aqua Ammonia / Ammonium Hydroxide)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 1336-21-6

【分子式】: H5NO

【成分含有量】: 最大 0.1% 【官報公示整理番号】: 1-391

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: 劇物に指定、但し、製剤に含有されるアンモニアの含有量が 10%未満は除かれるため、劇物に該当

せず

【米国環境保護法第372条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA (Time Weighted Average)】: 25ppm (17mg/m3) (許容濃度)

* TWA: 1日8時間、1週40時間の時間荷重平均濃度

[解説] : 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH / American Conference of Governmental Industorial Hygienists,

Inc.)、及び日本産業衛生学会では、作業環境許容濃度を TLV (Threshold Limit Value)と呼んでおり、これは、ほとんど全ての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有害な健康影響が現れないと考えられる化

学物質の気中濃度のことです。

ACGIH 【TLV-STEL (Short Term Exposure Limit)】: 35ppm (24mg/m3) (許容濃度限界値)

* STEL (Short Term Exposure Limit) : 1日8時間の時間荷重平均濃度が許容濃度範囲内であっても、1日の作業のどの時間においても、越えてはならない15分間の許容濃度限界値

OSHA 【TWA】: 25ppm (許容濃度)

OSHA 【STEL】: 35ppm (許容濃度限界値)

(成分 2)

【化学名】: 炭酸カルシウム (Calcium Carbonate) 【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 471-34-1

【製品含有量】: 26% 【分子式】: CaCO3

【成分(粉塵)含有量】: シリカ(1%未満)、 石綿(なし)

【官報公示整理番号】: 1-122

【化学物質管理促進法】:第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず 【米国環境保護法第 372 条】: 有毒化学物質に該当せず (40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA (Time Weighted Average)】: 10mg/m3 (許容濃度)

OSHA 【PEL-TWA (Permissible Exposure Limit)】: 15mg/m3 (許容暴露限界値)

[解説] : 米国職業安全、及び保健管理局 (OSHA / Occupation Safety & Health Administration) の中にある職

業安全厚生法 (29 CFR 1910. 1000. Table Z-3, Mineral Dusts) では、作業環境許容濃度限界値を PEL (Permissible Exposure Limit) と呼んでおり、これは、ほとんど全ての作業者が毎日繰り返し暴露しても、有

害な健康影響が現れない化学物質の気中濃度限界値のことです。

OSHA 【PEL RESPIRABLE DUST】: 5mg/m3 (粉塵吸引勧告暴露限界值)

(成分 3)

【化学名】: 水 (Water)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 7732-18-5

【分子式】: H2O 【製品含有量】: 5%

【官報公示整理番号】: 該当なし

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず 【米国環境保護法第 372 条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】: 規定なし

(成分 4)

【化学名】: ライムストーン (Limestone / Calcium Carbonate)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 1317-65-3

【製品含有量】: 4% 【分子式】: 該当なし

【成分(粉塵)含有量】: 1%未満(シリカ)、 石綿(なし)

【官報公示整理番号】: 該当なし

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法·毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず 【米国環境保護法第 372 条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA (Time Weighted Average)】: 10mg/m3 (許容濃度)

OSHA 【PEL-TWA (Permissible Exposure Limit)】: 15mg/m3 (許容暴露限界値) OSHA 【PEL RESPIRABLE DUST】: 5mg/m3 (粉塵吸引勧告暴露限界値)

(成分 5)

【化学名】: イソブタン (Isobutane)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 75-28-5

【製品含有量】: 4% 【分子式】: C4H10

【成分(粉塵)含有量】: 1%未満(シリカ、炭酸カルシウム)

【官報公示整理番号】: 2-4

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず 【米国環境保護法第372条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA (Time Weighted Average)】: 3mg/m3 (許容濃度)

(成分 6)

【化学名】: 酸化チタン (Titanium Dioxide)

【別名】: アモルファス (Amorphous)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 13463-67-7

【分子式】: TiO2 【製品含有量】: 2% 【成分含有量】: 86 97% 【官報公示整理番号】: 1-558

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず

【米国環境保護法第 372 条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA TOTAL DUST】: 10mg/m3 (総合粉塵許容濃度)

OSHA 【PEL-TWA TOTAL DUST 】 : 15mg/m3 (総合粉塵許容暴露限界値)

OSHA 【AEL-TWA】: 10mg/m3 (勧告暴露限界値)

OSHA 【AEL-TWA RESPIRABLE DUST】: 5mg/m3 (粉塵吸引勧告暴露限界值)

* AEL (Acceptable Exposure Limit) : 工場内で勧告する暴露限界値

【含有化学物】: 水酸化アルミニウム (Aluminum Hydroxide)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 21645-51-2

【分子式】: Al(OH)3 【成分含有量】: 1 - 5% 【官報公示整理番号】: 1-17

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず 【米国環境保護法第 372 条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】: 規定なし

(成分 7)

【化学名】: 石油誘導体/炭化水素系液体誘導混合物 (Petroleum Derivatives)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 混合

【製品含有量】: 2%

【含有化学物】: ニュートラル潤滑油用基油 (Solvent Refined Heavy Paraffinic Distillate)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 64741-88-4

【分子式】: 該当なし 【物質番号】: 719

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず 【米国環境保護法第 372 条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA TOTAL DUST】: 5mg/m3 (総合粉塵許容濃度)

OSHA 【PEL-TWA TOTAL DUST 】: 5mg/m3 (総合粉塵許容暴露限界値)

ACGIH 【TLV-STEL (Short Term Exposure Limit)】: 10mg/m3 (許容濃度限界値)

【含有化学物】: ニュートラル脱ろう潤滑油用基油 (Solvent Refined / Dewaxed Heavy Paraffinic Distillate)

【化学物質登録番号 (CAS Number)】: 64742-65-0

【分子式】: 該当なし

【官報公示整理番号】: 該当なし

【化学物質管理促進法】: 第一種、二種、指定化学物質に該当せず

【安衛法・毒劇法】: いずれの法令にも対象物質に該当せず 【米国環境保護法第 372 条】: 有毒化学物質に該当せず

(40 CFR 372 / Protection of Environment, Toxic Chemical Release Reporting)

【作業環境許容濃度】

ACGIH 【TLV-TWA TOTAL DUST】: 5mg/m3 (総合粉塵許容濃度)

OSHA 【PEL-TWA TOTAL DUST 】: 5mg/m3 (総合粉塵許容暴露限界値)

ACGIH 【TLV-STEL (Short Term Exposure Limit)】: 10mg/m3 (許容濃度限界值)

3) 物理的及び化学的性質

【沸騰範囲】: 100

【比重】(H2O = 1) : 0.9701 【蒸気密度】: 空気より軽量

【被覆加工後の揮発性有機化合物】: 0.08lb/gal (10g/l)

【製品の揮発性有機化合物】: 0.06lb/gal (7g/l)

【水への溶解性】: 溶解する

【外観】: 白い液体 【臭気】: アクリル酸の臭い

【発火点】: 96

【引火点】: なし (空気中)

4) 危険有害性の分類 ****

【眼】: 接触による炎症 【皮膚】: 軽度の皮膚の炎症

【誤飲】: 単回の誤飲による毒性は低いが、炎症を引き起こす可能性がある 【吸入】: 気体または霧による頭痛、吐き気、及び鼻、咽、肺の炎症

【眼】: 直ちに大量の水で少なくとも15分間洗浄する。 充血、かゆみ、炎症がある場合は、眼科医の診断を受ける。

【皮膚】: 直ちに石鹸で十分水洗いする。 汚染した衣類及び靴類は、次回着用する前に洗っておく。 症状が続くようであれば、

医師の診断を受ける。

【誤飲】: 無理に吐かせない。 水を飲ませる。 被災者が意識不明の場合は、いかなるものも決して口から与えてはならない。 直

ちに医師の診断を受ける。

【吸引】: 吸入源から空気の新鮮な場所に移動する。 呼吸をしていない場合は、人口呼吸を行う。 直ちに医療手当を受ける。

【医師への注意点】: 本製品に関してはなし

【少量の漏出】: 除去する場合は、皮膚、眼、呼吸器官を保護して行う。 除去する人以外は、全ての人を避難させる。 雨水管、

下水、その他の許可されていない排水箇所へ流れないように砂、土壌、またはそれらに適した不可燃性のもので堤防、または吸収してせきとめる。 除去した製品は、許可された入れ物に入れ蓋をして適切に処分する。 漏出

した場所が空気の出入り口、または中の場合、建物内が汚染されないように暖房、空調設備を停止する。

【大量の漏出】: 少量の流出と同じ措置

【取り扱いと保管】: 凍結しないようにし、涼しく乾燥した場所に保管する。 換気の良い場所で使用、保管する。 使用しないとき

は、容器を密閉しておく。温度差が激しい場所には置かない。

【その他の注意】: 容器内が空になったものでも製品の残留物および蒸気があるので、常に危険警告に従って、あたかもそれらが十

分あるかのように、空の容器を取り扱うこと。

【技術気管理・人的保護】 : 混合、塗布する場合は、作業環境許容濃度限界値(PEL)、作業環境許容濃度(TLV)、または他

のガイドラインに添って安全基準値を維持することができる排気・換気システムを使用。 密閉された場所でも新鮮な空気を供給維持できる排気・換気を行う。 適切な換気に関する資料に関しては OSH 29 CFR 1910.94 及び ACGIH の産業用換気を参照する。 建物が汚染されないように暖房設

備及び空調設備は停止させる。

【呼吸器系の保護】: 塗装中は、煤塵濃度に応じて NIOSH が認証する吸入性保護具を着用する。適切な吸入性保護具とは、

顔面全体、または半面が覆われるタイプで、有機気体・霧向けの空気清浄カートリッジ装備、プレッシャーデマンド機能の付いた自給式呼吸器または送気マスクである。 補足情報に関しては OSHA 標準 29 CFR

1910.134を参照する。

【皮膚の保護】: 特定の取り扱いに際しては、不浸透性の手袋を着用して皮膚への付着と炎症を防ぐ。 作業箇所が濡れている

場合は、ポリビニールアルコール(PVA)の保護手袋を着用する。

【眼の保護】: 顔面全体を覆う防塵マスクを使用しない場合は、ゴーグル型保護眼鏡を着用する。 眼を極度に傷つける恐れがあ

るため、コンタクトレンズは着用しない。 着用する保護具は、使用する呼吸器系の保護システムと適合していなけれ

ばならない。

【安定性】: 安定

【不適合条件 (不適合物質)】: なし

【危険分解物質】: 熱分解により、アクリルポリマー、一酸化炭素、二酸化炭素が発生する恐れがある。 燃焼した場合、煙内に

未確認の有機化合物が発生する恐れがある。

【危険重合物質】: 発生なし

10) 有害性情報 ****

【眼】: 炎症なし

【皮膚】: ウサギでの実験: 実質的に炎症なし (LD50:>5000mg/kg)

【誤飲】: 炎症なし (この情報はこの製品と同様の組成である多くのアクリル乳剤のための毒性

プロフィールに基づいています)

【吸引】: 取り扱い説明書のとおり使用している場合、この容器からの蒸気を少量吸引してもほとん

ど害はないです。ただし、許容濃度限界値に達する蒸気を多量に吸引した場合は、有

害となりえます。

【亜慢性毒類】: 皮膚と眼の炎症 【慢性毒性・発癌性】: データなし

【催奇形性】: データなし

【生殖毒性】: データなし 【変位原性】: データなし

【環境毒物情報】: データなし 【物質挙動情報】: データなし

【指示】: 承認されたゴミ処理施設、または国、州、地方の監督官庁に相談して、適切な処分手順を確かめてください。

【米国運輸省情報】: 49 CFR 172.101 【米国運輸省詳細】: 規制なし

- * ガーディアン・ジョイント・シーラントの製品に含まれる化学物質は、化学物質管理促進法、及び米国環境保護法 372 のいずれ にも有害化学物質として該当しないことから、この製品は危険有害性に該当しない。
- * 建築基準法施行令、第20条の5第1項第2号、及び国土交通省告示第1112号の規定に基づき、クロルビリホスが使用されていない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の規制対象外製品である。
- * 建築基準法施行令、第 20 条の 5 第 1 項第 3 号の規定、及び国土交通省告示第 1113 号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒト系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。
- * 建築基準法施行令、第20条の5第1項第4号の規定、及び国土交通省告示第1114号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒト系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第二種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。
- * 建築基準法施行令、第20条の5第1項第4号の規定、及び国土交通省告示第1115号に基づき、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂、ホルムアルデヒト系防腐剤を使用していない当製品は、シックハウス対策に係る技術的基準(政令・告示)の第三種ホルムアルデヒド発散建築材料の規制対象外製品である。

- * 化学物質管理促進法
- * 労働安全衛生法
- * 毒物劇物取締法
- * 建築基準施行令第20条5第1項第2、3、4号
- * 国土交通省告示第 1112、1113、1114、1115 号
- * 米国環境保護法 59、61、302、355、372 条
- * 米国労働安全衛生法 29 条 1910
- * 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH)
- * 米国職業安全厚生法 (OSHA)
- * 米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH / DHHS)
- * 米国運輸法 49 条 172 項 101 号
- * 米国カリフォルニア州法第65条

【問い合わせ先】

EIFS JAPAN 株式会社 電話番号 : 0537-23-3992 ファックス番号 : 0537-23-3993

* 尚、製品の化学物質情報以外に記載しなければならい化学物質等安全データシートのその他の項目は、添付した米国の MSDS をご覧ください。